

公益財団法人東京カリタスの家 賛助会規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第43条の規定に基づき、公益財団法人東京カリタスの家（以下「この法人」という。）の賛助会員（以下「会員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員)

第2条 この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人若しくは団体を賛助会員とすることができる。但し、次に掲げる者は賛助会員として入会できない。

- (1) 公序良俗に反する恐れのある個人及び団体
- (2) その他理事長が不相当と認めた個人及び団体

(入会方法)

第3条 賛助会に入会を希望するものは、別の様式に定める申込書により申し込むものとする。

2 入会申込書は、所定の郵便振替用紙に替えることができる。

(会費)

第4条 会員は、この法人の目的に賛同し、その維持、運営を支援するために、賛助会費を納入する。この扱いについては、別に定める寄附金取扱規程による。

2 会員の会費は、年会費とし、次のとおりとする。

- A：6,000円（月額500円）
- B：12,000円（月額1,000円）
- C：20,000円以上
- D：30,000円以上

(会費の不還付)

第5条 会員が既納した会費は、退会、死亡、この法人の解散、その他いかなる理由があっても還付しないものとする。

(会員の特典)

第6条 会員は次の特典を享受することができる。

- (1) この法人が刊行するお知らせ等を無料で配布を受けることができる。
- (2) 会員が希望するときは、理事長の承認を得て、この法人が常設する専門委員会もし

くは臨時に設置する委員会等の委員に就任することができる。

(委員の設置)

第7条 会員は、理事会の承認を経て、会員の中に、7名以上12名以下の委員を置く。

- 2 委員は、委員会を構成し、賛助会員を統括する。
- 3 委員のうちから会長を各1名互選する。
- 4 会長は、委員会を代表し、委員会を主宰する。
- 5 会長が欠けたとき又は会長に事故ある時は、その職務を代行する副会長を委員のうちから互選して置くことができる。
- 6 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき。又は会員である法人もしくは団体が消滅したとき。
- (3) 違法行為又は著しく道義にもとる行為をするなど、会員として相応しくないと賛助会委員会が認めたとき。
- (4) 暴力団をはじめとする反社会的勢力もしくはその構成員であるとき。
- (5) 正当な理由がなく会費を3年以上滞納したとき。

(退会)

第9条 会員は、いつでも退会通知をこの法人に提出することにより、退会することができる。

(その他)

第10条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。